



情報通

2015.January 1月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

法定調書の作成・提出はe-Taxで

法定調書の作成は、顧問先の会社が業務の一環として行っていて、源泉徴収票などを自社で作成し、税理士は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を確認して自署押印をするだけ、というケースが多く見られます。そのため、会員の皆様の中には、法定調書関係を電子申告で送信することがあまり無い方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

マイナンバーが導入され番号の管理も必要となる中、顧問先の方々にも電子申告の便利さを理解していただき、Web上から、又は専用ソフトをダウンロードしていただいて電子申告をご利用いただければと思います。

認証は税理士が行うという場合には、税理士がデータを預かり、ご自身のパソコンから行うことも可能です。もちろん、税理士がデータ確認後顧問先から送信することも可能です。源泉の納付もe-Taxで行えます。

■ 予備知識

電子申告を行うには、専用のソフトが必要です。無料のソフトウェアとして、国税庁からはe-Taxソフトダウンロード版（パソコンの中にソフトを入れて使用するタイプ）とWeb版（インターネット環境から直接使用するタイプ）が、地方税電子認証局からはPCデスクが提供されています。また、有料のソフトとして各ベンダーからも提供されています。

顧問先の給与計算や年末調整関係処理の環境が、税理士自身が使用しているソフトウェアと同じものである場合は、データを預かって税理士の認証で電子申告が出来ます。その環境が、手書きで計算している場合や、Excel又は税理士が使用しているソフトウェアと異なるものである場合は、無料で提供されているソフトウェアを活用することが出来ます。活用の方法としては、e-TaxソフトWeb版を使用して、法定調書合計表を作成することを提案してみたいかがでしょう。下記のページも併せてご参照下さい。

(平成26年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引：
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/tebiki2014>)

■ 予行演習

まずは、e-TaxソフトWeb版がどのようなものか確認してみましょう。国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) から「国税庁電子申告納税システム (e-Tax)」を選択するか、e-Taxホームページのアドレス (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) を直接入力して開きます。

次に、体験版を実際にご自身で操作してみましょう。e-Taxホームページの「個人でご利用の方」又は「法人でご利用の方」をクリックすると、ページの右側からe-Taxソフト体験版、e-Taxソフト (Web版) 体験版を選択できますので、e-Taxソフト体験版を選択します。 (http://www.e-tax.nta.go.jp/sanko/sanko_exp_web.htm)

「法定調書の作成」ボタンをクリックすると、hoteiというフォルダが現れますので、そのフォルダをクリックして、中にあるファイルを開きます。そのファイルを「全て展開」→「展開」と指示どおりにクリックすると、再度hoteiというフォルダが現れます。もう一度そのフォルダをクリックしてファイルを開き、「実行」をクリックすると体験版が開きます。

実際の画面の様子を確認し、操作をしてみて、手軽さを体験して下さい。また、この体験版は「徴収高計算書の作成・納付」編もありますので、ご

やってみよう電子申告

新入会員の方、転入会員の方、電子申告を始めたいがどこから取り掛かったら良いか分からない、という方向けに、情報システム委員会では「電子申告初心者研修」と名付けた研修を年に一度は行っていただくよう、今年度から各支部をお願いしています。電子申告を始める良いきっかけになればと、内容も工夫して、日税連ICカードの取得から始まる基礎講座となっております。

支部単独、ブロック単位など形式は問わず、会員の皆様がどれかに参加出来るようになっていきますので、ご興味のある方は是非研修を受けていただきたいと思っております。研修の内容は次のとおりです。

◆電子申告基礎知識

何をどうすれば電子申告や電子納税が出来るのかということから始まり、機材の準備や日税連ICカードの取得方法、電子申告で使用するソフトウェアの紹介、開始届の提出方法、電子証明書の登録など、電子申告を始めることが出来るまでの流れを網羅している研修です。

興味のある方はこちらも試してみてください。

■ 活用

e-TaxソフトWeb版で送信できる源泉徴収票等の枚数は100枚を限度としましたが、平成27年1月5日より、5000枚（データ容量から4000枚程度を推奨）まで送信できるようになります（報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書については従来どおり100枚限度）。光ディスクと同じCSV形式で電子申告ができますので、光ディスク等でデータを提出している顧問先には是非活用していただけて下さい。法定調書作成画面の読込ボタンをクリックすることで、法定調書のデータの移動が行われて、合計表に転記できます。また、手書き等で法定調書合計表を作成されている顧問先にも、法定調書の入力1枚1枚にはなりますが、簡単に作成できますし、計算はe-Taxソフトがしてくれますのでお勧めできます。

ただし、残念なことにこのe-TaxソフトWeb版では、e-Taxソフト（ダウンロード版）のようにデータを切り出して、自分のパソコンに取り込んで代理送信をするという事が出来ません。つまり、顧問先で作成したデータを預かって、事務所から送信することが出来ないのです。何故ならば、代理送信をする場合は、税理士の利用者識別番号を使用してログインした後利用情報を入力し、データの入力をする事になり、データの受け渡しをする場所がないからです。「合計表を作成したので、ご確認の上署名押印お願いします」とお願いされる顧問先の場合には、ちょっと困った問題です。

電子申告の普及・拡大は、税理士だけではなかなか難しく、顧問先の協力や業務の一部変革も必要になると考えます。そのためにも、せっかくの親しみやすいe-TaxソフトWeb版の発展が、確定申告のみで止まらないよう、情報システム委員会から提言を続けていきたいと思っております。

■ 付録

顧問先にとって、給与支払報告書を複数の場所に提出しなければならないことは大変な作業です。eLTAXで一度に送信すれば、時間の短縮となり大変便利です。今回の特集であえて大きく取り上げなかったのは、やはりJava問題が解決されていないからです。将来的には、源泉徴収票をe-Taxで送信すると、給与支払報告書が各市町村に連携して送信されるようなシステムになるという話もあります。未だ発展途上の仕組みではありますが、いずれこのようなシステムで全ての申請や申告が行われることになるのですから、慣れておくのは業務上必要なこととなります。

また、マイナンバーの付与が始まりますと、この番号は本当にあなたの番号なの？ということを確認する必要があります。それを電子で行う場合はどうなるのかも注目しています。扶養家族の番号は、本人ではなく従業員がまとめてお知らせしてくれると想定されます。その従業員は長年勤めているなどでこちらでもわかっている場合は良いとして、大事な番号を扱うということは、今までとは異なる作業や注意が必要になります。だからこそ、通常の作業は軽減化して、新しい時代に乗り遅れないようにしたいものです。

◆源泉所得税納付書の送信、ダイレクト納付

e-TaxソフトWeb版を使って「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」の作成方法、ダイレクト納付の申込及び納付方法を説明している研修です。源泉の納付は毎月発生しますので、会員の皆様の事務作業の効率化に貢献できる内容となっております。また、この研修とご自身の体験で得られた経験を顧問先に伝えて、顧問先の事務作業の効率化を自ら提案することも可能です。



● 本会ホームページ内「税理士のためのIT講座」ページもぜひご覧ください。
http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accountant/itschool/

本会HP トップページ → 税理士の方へ → 税理士のためのIT講座